

答申第 810 号

諮問第 1338 号

件名：平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の追加試験について等の一部開示
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別記文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 21 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（第 7 条第 2 号を除く。）というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 6 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

当該文書は、平成 26 年 8 月 3 日に平成 26 年度狩猟免許試験を実施したものの、追加試験を実施する必要が生じたことから、当該追加試験を実施するために作成したものであり、起案文、通知文、試験問題及び解答用紙並びに採点表で構成されている。起案文には題名、伺い文、受験者氏名及び受験番号、試験科目等が、通知文には受験者氏名、追加試験の日時、会場、試験内容等が、試験問題及び解答用紙には、試験問題、解答欄等が、採点表には減点事項、鳥獣名、減点する点数等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、起案文及び通知文に記載された受験者氏名、試験問題並びに採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項である。

イ 文書2について

当該文書は、追加試験を実施するために試験官を委嘱する必要があることから作成した文書であり、起案文、依頼文及び通知文で構成されている。起案文には題名、試験官の氏名等が、依頼文及び通知文には試験官の氏名、試験日及び場所、集合時間、業務分担等が記載されている。

なお、文書2については、開示しないこととした部分はなかった。

ウ 文書3について

当該文書は、平成26年8月3日及び同月10日に開催された狩猟免許試験の合格者を確定させるために作成したものであり、起案文、平成26年度狩猟免許試験合格者名簿（以下「合格者名簿」という。）及び通知文で構成されている。起案文には題名、伺い文等が、合格者名簿には狩猟免許の種類、試験年月日、試験会場名、受験番号、受験者氏名、生年月日、住所、郵便番号、試験結果、狩猟免許状番号、交付年月日、備考欄等が、通知文には平成26年度狩猟免許試験の結果又は狩猟免許状の交付に係る事務取扱いが記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、合格者名簿に記載された受験者氏名、生年月日、郵便番号及び住所である。

エ 文書4について

当該文書は、平成26年8月3日及び同月22日に開催された狩猟免許試験の合格者を確定させるために作成したものであり、起案文、合格者名簿及び通知文で構成されている。起案文には題名、伺い文等が、合格者名簿には狩猟免許の種類、試験年月日、試験会場名、受験番号、受験者氏名、生年月日、試験結果、狩猟免許状番号、交付年月日及び備考欄が、通知文には狩猟免許試験に合格した旨の通知等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、起案文及び通知文に記載された受験者氏名並びに合格者名簿に記載された受験者氏名及び生年月日である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

異議申立人は、異議申立書の異議申立ての趣旨において「第7条第2号を除く」と記載しており、本件行政文書のうち、個人情報に該当する部分を不開示としたことについての不服はないものと考えられるが、念のため当該部分についての条例第7条第2号該当性について述べる。

本件行政文書のうち、今回不開示とした受験者氏名、生年月日、郵便番号及び住所（以下「受験者の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、受験者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、同号ただし書イには該当しない。また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、受験者は公務員ではないため、受験者の氏名等は、同号ただし書ハにも該当せず、また、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、受験者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 狩猟免許の試験問題について

狩猟免許の試験は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（当時）第41条に基づき、野生の鳥獣の狩猟を行う者が必要となる狩猟免許について、都道府県が実施しているものである。狩猟免許の試験問題は、野生の鳥獣の狩猟を行う者に必要とされる適性、知識、技能を適切に評価するため、試験項目の重要度、過去の出題状況等に応じて作成される。

狩猟免許の試験問題が開示されれば、一部の受験者のみが当該試験問題を入手して試験を受ける可能性もあり、試験問題を見た受験者とそうでない受験者との間で不公平が生じる。

また、受験者が過去の問題を知ることになれば、試験問題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなるおそれもある。その結果、狩猟者が本来習得しなければならぬ適性、知識、技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれもある。

したがって、狩猟免許の試験問題を公にすることにより、受験者を公平又は適切に評価することができなくなるため、狩猟免許事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項について

採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項には、技能試験で行う鳥獣の判別に係る鳥獣名等が記載されている。狩猟免許の技能試験においては、鳥獣のイラストを受験者に示し、鳥獣の種類や当該鳥獣が狩猟可能なものであるかを問うこととしているが、前記アで述べたとおり、当該部分を公にすることになれば、一部の受験者のみが当該減点事項を入手して試験を受ける可能性もあり、減点事項を見た受験者とそうでない受験者との間で不公平が生じる。

また、受験者が過去の減点事項を知ることになれば、受験者が試験問

題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験問題の一部分しか学習しなくなるおそれがあり、狩猟者が本来習得しなければならない適性、知識、技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれがある。

したがって、採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を公にすることにより、受験者を公平又は適切に評価することができなくなるため、狩猟免許事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以上のことから、狩猟免許の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) その他

文書 2 については、原処分である平成 26 年 11 月 21 日付け 26 自環第 358-2 号の一部開示決定に含めて開示決定したが、開示しないこととした部分がないことから、本件一部開示決定とは別に開示決定をすべきであった。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）において追加試験を実施する必要が生じたために作成された追加試験の実施から合格者の確定までに係る文書である。その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、文書 1、文書 3 及び文書 4 の受験者の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨として、条例第 7 条第 2 号を除き、本件一部開示決定の取消しを求める旨を主張している。したがって、本件異議申立ての対象となる部分は、文書 1 の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、文書1の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関に確認したところによると、狩猟免許試験は、適性試験、知識試験及び技能試験からなり、各都道府県で問題を作成し、実施しているとのことである。このうち知識試験は、三肢択一形式であり、その試験問題は、試験終了後に回収し、以前から公開していないとのことである。また、技能試験は、減点方式で行われ、このうち鳥獣の判別は、鳥獣のイラストを受験者に示し、鳥獣の種類や当該鳥獣が狩猟可能なものであるかを問い、間違えると減点になるとのことである。なお、実施機関が不開示とし異議申立ての対象となった部分は、知識試験に係る試験問題及び技能試験に係る採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項である。

そして、実施機関によると、受験者が過去の問題及び減点事項を知ることになれば、試験問題の内容や出題傾向を推測することができるようになるため、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなるおそれもあり、その結果、狩猟者が本来習得しなければならない適性、知識及び技能が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くおそれがあるとのことである。

狩猟免許試験については、現在のところ、公開しないことを前提に問題が作成されていることから、過去の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項を開示することにより、試験問題の内容や出題傾向を推測することが容易になる。その結果、受験者が試験範囲の一部分しか学習しなくなり、狩猟者が本来習得しなければならない知識等が十分定着せず、狩猟者の質の低下を招くなど、狩猟免許試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書1の試験問題及び採点表のうち鳥獣の判別に係る減点事項は、条例第7条第6号に該当する。

ウ ところで、試験問題については、試験実施後には可能な限り公開し検証されることが望ましいものであり、実施機関においては、今後、狩猟免許試験の問題作成に当たり、試験実施後に公開できるよう工夫し、将来的には公開する方向で検討することが望まれるものである。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の追加試験について

文書 2 平成 26 年度狩猟免許試験（技能試験）における試験官の委嘱について

文書 3 平成 26 年度狩猟免許試験（第 1 回）の結果について

文書 4 平成 26 年度狩猟免許試験（追加分）の結果について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.26	諮問
27. 3. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.11.25 (第474回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 5.10 (第487回審査会)	審議
28. 7.14 (第494回審査会)	審議
28. 9.23 (第500回審査会)	審議
28.11.24	答申